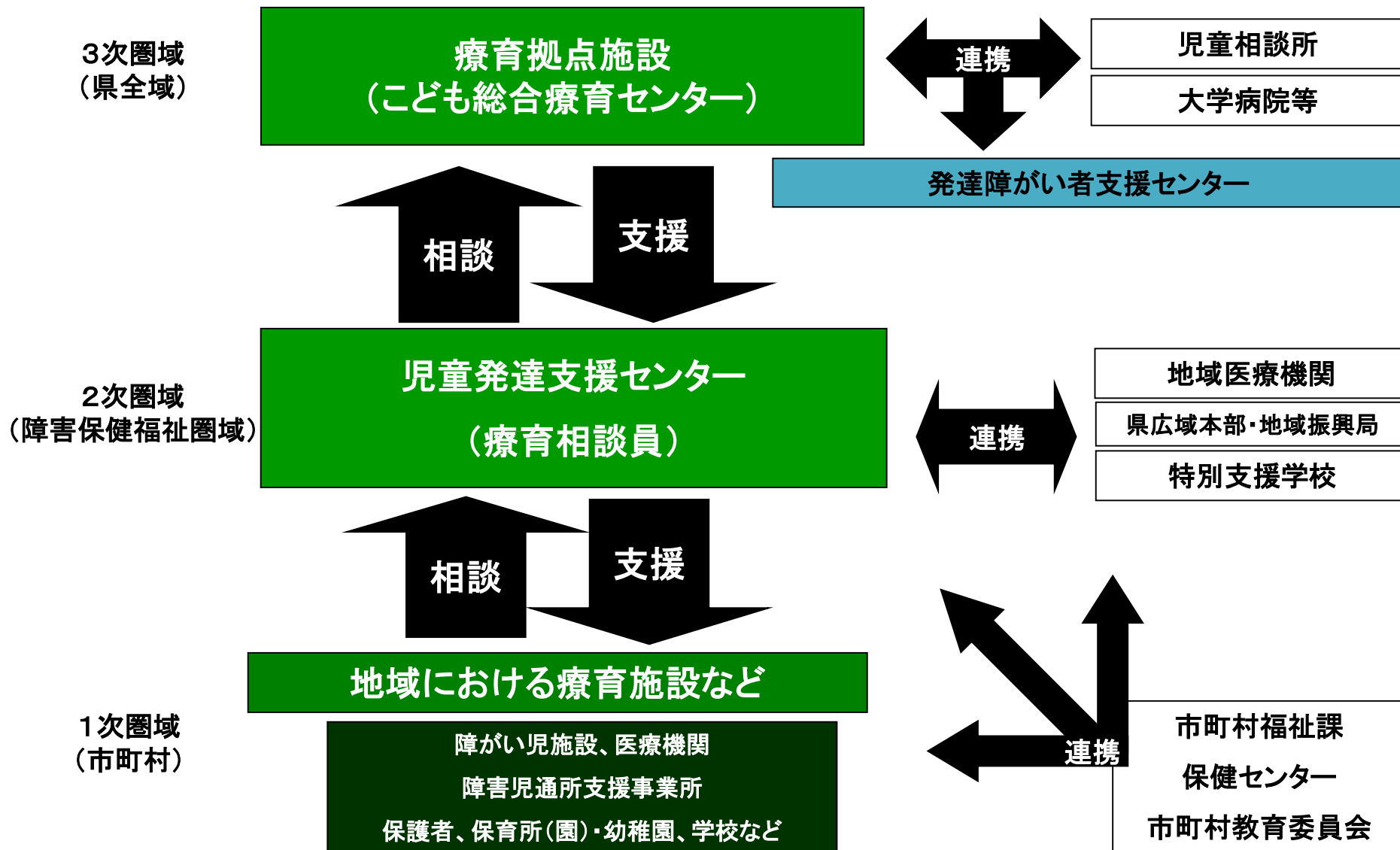


熊本県の地域療育支援体制と 障がい児支援について

令和6年(2024年)3月8日

熊本県健康福祉部子ども・障がい福祉局
障がい者支援課

熊本県地域療育支援体制図



発達障がい支援の現状

(1) 発達障がいとは

生まれつきの脳の発達の偏り、アンバランスさ。見た目では分かりにくいいため周囲に理解されにくい。

小、中学校通常学級の約8.8%はその特性があると言われる(R4.12文科省公表)。
認知が広がり、平成17年に発達障害者支援法が施行。障害福祉サービスの利用者も近年急増している。

県内(熊本市を含む)障がい福祉サービス利用者数 単位 人

	H29.10	H30.10	R1.10	R2.10	R3.10	R4.10
児童発達支援及び放課後等デイサービス利用者	6,019	6,957	7,852	8,696	9,565	12,520
対前年比	25.66%	15.58%	12.86%	10.75%	9.99%	9.09%

※全ての利用者が発達障がいとは限らない

(2) 本県における発達障がい施策の体系

①総合的な支援、②医療体制の整備、③家族への支援を3本柱として、発達障がい児(者)とその家族が身近な地域で適切な支援が受けられる施策を推進している。

①総合的な支援

- 発達障がい者支援センター
(県北・県南・熊本市)
- 福祉、保健、医療、教育、労働などの機関と連携して、ライフステージに応じた支援を実施

②医療体制の整備

- 発達障がい医療センター
 - 地域への専門支援
 - 医師等の養成研修
 - 普及啓発の実施
- 県医師会
 - かかりつけ医等発達障がい対応力向上研修

③家族への支援

- 発達障がい者支援センター
(県北・県南・熊本市)
- 保護者の不安感を軽減させるためのペアレントメンター(※1)の養成
- 保護者へのペアレントプログラム(※2)などの実践を支援

- (※1)発達障がいのある子どもを育てた経験がある親であって、その経験を活かし、子どもが発達障がいの診断を受けて間もない親などに対して助言を行うために一定のトレーニングを受けた者
- (※2)親が自分の子どもの行動の特徴を理解したり発達障害の特性を踏まえた褒め方や叱り方等を学ぶ、地域での普及を図るために開発された簡易なプログラム

熊本県における主な発達障がい者支援施策

○ 熊本県障害児(者)療育拠点施設事業

⇒ こども総合療育センターで実施

○ 熊本県発達障がい者支援センター事業

- ・ 熊本県発達障がい診断待機解消事業
- ・ 熊本県発達障がい地域支援体制サポート事業
- ・ 熊本県ペアレントメンター養成研修等事業

⇒ 2法人に委託し、北部:わっふる、南部:わるつで実施

○ 熊本県発達障がい医療センター事業

⇒ 熊本大学病院に委託 (地域の医療体制の整備・充実のため、研修等を実施)

○ 熊本県かかりつけ医等発達障がい対応力向上研修事業

⇒ 熊本県医師会に委託

1 発達障がい者支援センターによる総合的な支援

発達障がい者支援センター

発達障がい者支援センターとは

発達障がい児・者やその家族等への支援を総合的に行うことを目的とし、発達障害者支援法第14条に規定されている専門的な相談支援機関

熊本県の発達障がい者支援センター(県北・県南に2カ所設置)

北部発達障がい者支援センター「わっふる」((福)三気の会・大津町)(H14設置)

南部発達障がい者支援センター「わるつ」((福)清流会・八代市)(H25設置)

(事業内容)

相談支援、発達支援、就労支援、普及啓発・研修

○北部・南部発達障がい者支援センター事業
(各センターに4名)

○発達障がい地域支援体制サポート事業：H29～
社会福祉士等を配置
(各センターに1名)

○発達障がい診断待機
解消事業：H31～
心理士等を配置
(各センターに1名)

センターの三次支援機能を
強化

①地域支援者の
スキル向上

②早期発見・早期
支援の実現



- ・相談対応スキルの向上
- ・地域支援者の連携体制の構築
- ・家族支援（ペアプロ等）の実施

相談支援窓口
(市町村、相談支援事業所、
障害者就業・生活支援セン
ター等)

- ・アセスメントスキル向上による発達障がいの早期発見
- ・アセスメントスキル向上による早期支援へのつなぎ



- ・理解の促進による発達障がいの早期発見
- ・個々の特性に配慮した支援の提供

《目指すべき姿》
発達障がいのある子どもや家族
が、いつでも身近な地域で最適
な支援を受けることができる

- ・発達障がいを診療できるスキルの獲得
- ・専門医療機関または精神科医との連携した個々の状態に適した医療の提供



- ・療育スキルの向上による個々の特性に応じた療育の提供
- ・困難事例への対応スキル向上

バックアップ
○かかりつけ医等発達障がい
対応力向上研修事業
○発達障がい医療センター事業

児童発達支援、
放課後等デイサービス等

2 発達障がい医療体制の整備

発達障がい医療体制の現状等

現状・課題

- ・受診申込から初診までに長期間の待機が発生している。
例：こども総合療育センター 約5か月待ち(事業開始当初)
- ・重症度が高い等、本当に医療が必要な子どもに対して直ちに提供できない。
- ・診断書取得まで時間を要する程、療育や特別支援教育等の支援開始時期が遅くなる。

背景

- ・診療できる医師、医療機関が少ない。
- ・発達障がいの認知の広がりを受けて、医療機関の受診希望が増えた。
- ・発達障がいの診療・診断には詳細な聞き取りや検査のため時間を要する、またその時間に見合う診療報酬体系になく医療機関が発達障がい診療に携わるインセンティブが働かない。
- ・地域によっては、診断書がなければ障害児通所支援や特別支援教育などの支援に繋がらないため、診断書を取得することが目的で受診する人もいる。

2 発達障がい医療体制の整備

① 発達障がい者支援医療体制整備

地域の発達障がいの医療体制の充実のため、かかりつけ医と専門医との連携を図りながら、発達障がいの診療ができる医師の養成などを行う「発達障がい医療センター」を設置。

【委託先】熊本大学病院

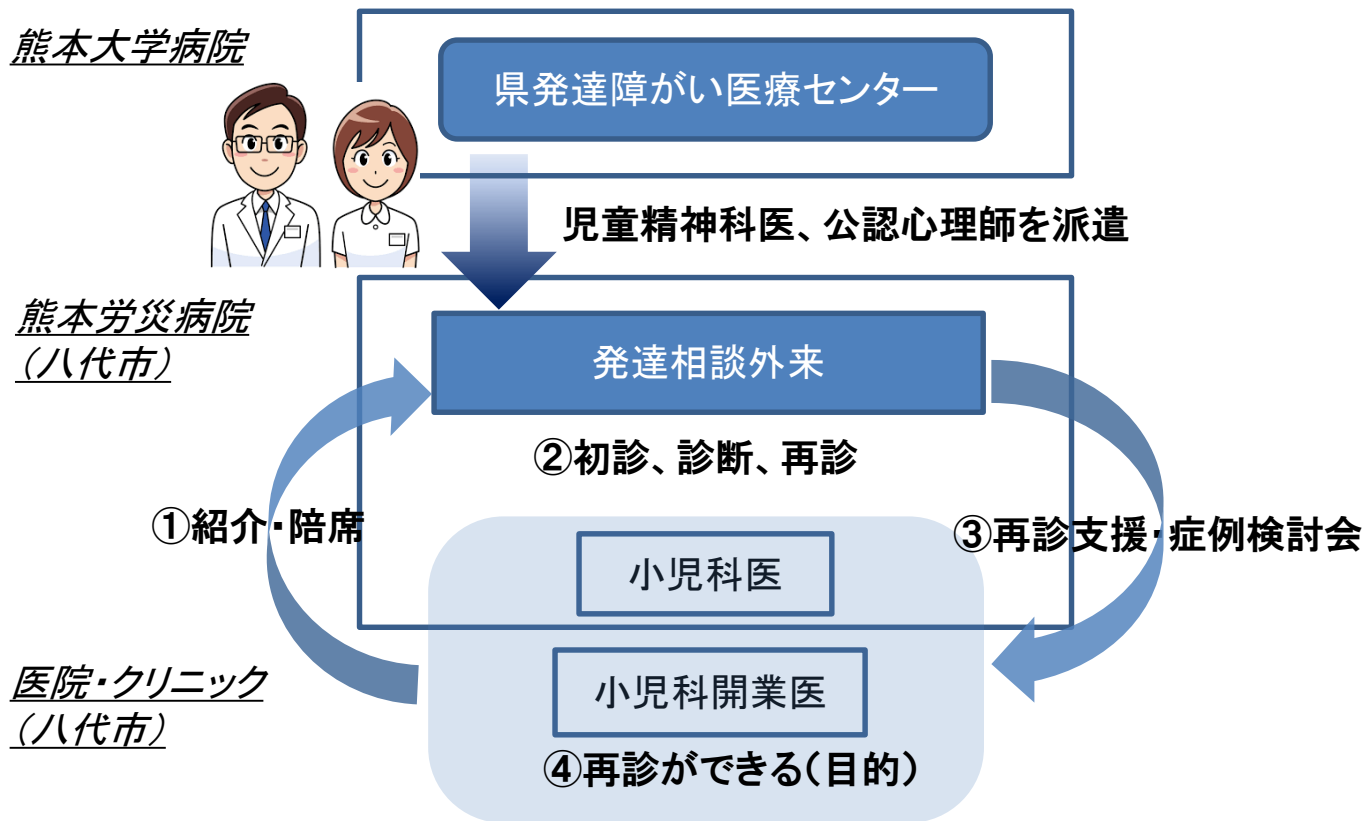
医師と精神保健福祉士を配置。発達障がい医療体制の充実・強化を推進

(事業内容)

地域医療機関への専門支援、発達障がいに関する症例検討会等への開催、医師向け発達障がい研修プログラムの実施、市町村保健師等への研修の実施など

県発達障がい医療センター（熊本労災病院発達相談外来の開設（R1. 10～）

【概要】県発達障がい医療センターの医師と心理士を熊本労災病院（八代市）へ派遣し、八代地域の小児科医等が陪席や症例検討会等を通じて発達障がいの再診を診療できるように支援することによって、初診を担う専門的医療機関と連携した地域医療体制（八代モデル）を構築する。



(診療体制)

小児科開業医

熊本労災病院発達相談外来 月2回(第1・第3金曜日)

《紹介》

初診、紹介状作成

《陪席》

紹介ケースの診療陪席、医療センター医師との情報交換等、再診ができる診療スキルを学ぶ。

《再診》

再診を開始した後も医療センター医師との連携を継続して、困難時等には医療センター医師が相談、再紹介を受け付ける。

紹介

《予約》

受付・受診枠の調整

→ 院内小児科医へも周知

《診療》

AM

9:30 ~ 予診

10:30 ~ 初診(1人)

※母子手帳、紹介状持参

PM

14:00 ~ 再診(15分枠)

／他関係機関

相談対応(30分枠)

16:00 ~ 症例検討会等

再診支援

2 発達障がい医療体制の整備

② 発達障がい診断待機解消事業

受診待機期間長期化(例:こども総合療育センター・事業開始当初は約5か月待ち)を解消するため、医療への繋ぎの必要性についての見極め(アセスメント)スキルの向上にかかる支援等を実施。

【委託先】(福)三気の会・(福)清流会 わっふる・わるつで実施

北部・南部の発達障がい者支援センターに心理士等各1名を新たに常勤配置
(事業内容)

市町村・事業所等との連携体制の構築、市町村等からの依頼によるアセスメントの実施、医療機関への引継ぎ支援、保護者へのカウンセリング、市町村保健師等にアセスメントスキル向上のための支援など。

発達障がい診断待機解消事業（令和元年度～）

長期化する受診待機の解消が喫緊の課題。発達障がい疑われる子どもについて受診の必要性をアセスメントするための支援を行い、医療が不要な子どもの受診を減らすこと等による待機期間の短縮を図るとともに、**市町村保健師等乳幼児健診に関わる専門職のアセスメントスキル向上により身近な地域で早期に適切な支援の実現を図る。**

発達障がい者支援センター （北部：大津町、南部：八代市）

- ・発達障がい支援の中核機関
- ・地域支援機能（発達障がい者地域支援マネジャー）

専門心理士（公認心理士等）

地域からの依頼を受けて医療の必要性についてアセスメントを行う。また、その結果等を地域にフィードバックする。

市町村

【課題】発達障がいのアセスメントや療育の必要性の判断を医療機関に依存している地域があり、受診増加の一因となっている。

乳幼児健診等

保健師のアセスメントスキル向上を支援

身近な地域で早期に適切な支援の実現を図る。

適切な支援へ繋ぐ

- ・今本当に医療が必要な子どものみを見極めて医療機関へ繋ぐ
- ・医療機関とアセスメント内容の共有

受診数の減と診療時間の短縮による待機期間の短縮を図る。

療育支援

- ・児童発達支援
- ・放課後等デイサービス
- ・保育所等訪問

家族支援

- ・子どもへの関わり方の支援
- ・ペアレントプログラム
- ・ペアレントトレーニング
- ・ペアレントメンターの活用

医療機関

- ・問題行動の出現等困り感が強く、薬物治療等直ちに医療が必要な子どもを優先的に繋ぐ。

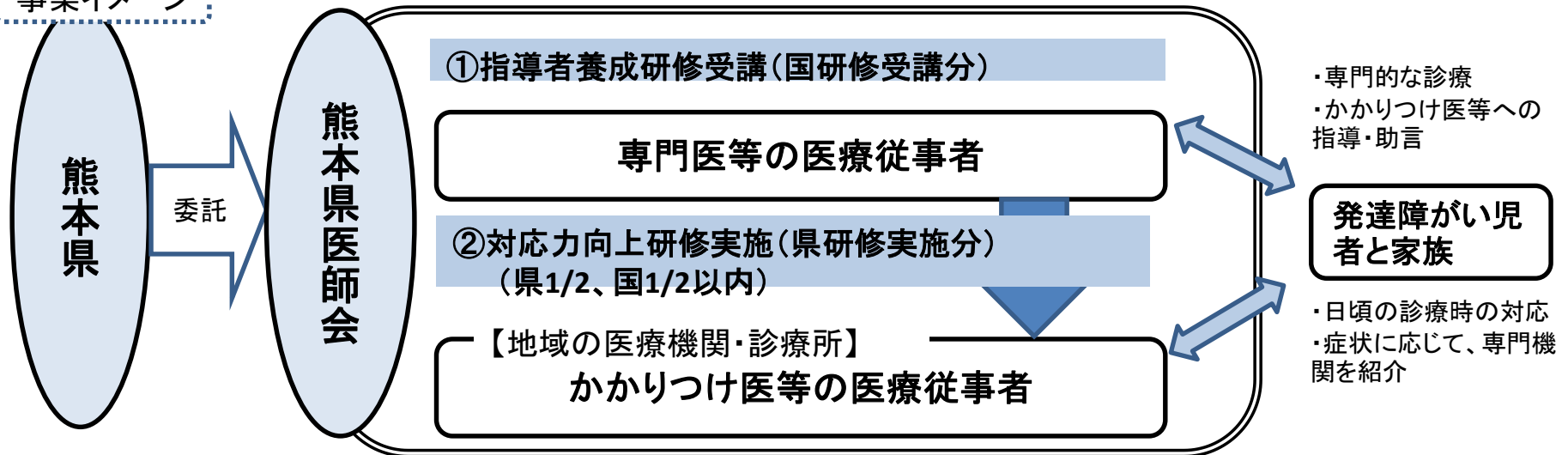
2 発達障がい医療体制の整備

③ かかりつけ医の養成

発達障がい児への医師の対応や一定水準の発達障がいの診断等を可能とするための開業医対象の研修を実施。

【委託先】熊本県医師会

事業イメージ



発達障がい児を診療できる県内医療機関数 計91医療機関 (参考 H30:75医療機関)

内訳:小児科:23機関、精神科:58機関、小児科精神科両方を標榜:5機関、
その他:5機関 * 令和4年度熊本県発達障がい医療センター調べ

3 発達障がい児(者)の家族への支援の充実

① 発達障がい地域支援体制サポート事業

地域支援を強化するためにセンターの支援ノウハウを市町村や通所支援事業所等に普及させ、発達障がいのある人とその家族が身近な地域で十分な支援を受けることができる体制の構築を促進している。

【委託先】(福)三気の会・(福)清流会 わっふる・わるつで実施

(事業内容)

市町村への相談・対応スキルの向上支援、事業所への困難事例対応スキルの向上支援、普及啓発、関係機関(医療機関、警察等)との連携

◎発達障がい地域支援体制サポート事業について

【目的】市町村・事業所等地域による支援スキルを向上させ、発達障がい児(者)が身近な地域において適切な支援を受けることができる。

発達障がい児(者)とその家族

【目的】

・市町村や事業所に、発達障がい者支援センターの支援スキルを伝え、発達障がい児(者)とその家族が身近な地域で十分な支援を受けられるようにする。

相談↕支援

市町村

- ①アセスメントツールの導入
- ②サポートファイルの活用・普及
- ③ペアトレ・ペアプロの導入
- ④被災時対応の啓発

相談↕支援

事業所等

- ①困難事例対応にかかる支援
- ②対応力向上にかかる研修

相談↕支援

医療機関、警察、司法等、他関係機関との連携

- ①行動障害等への入院治療等
- ②普及啓発・研修

身近な地域

【取組み】

バックアップ・連携・啓発

発達障がい者地域支援マネジャー

(北部・南部)発達障がい者支援センター

- ・相談支援(来所、訪問、電話等による相談)・発達支援(個別支援計画の作成、実施等)
- ・就労支援(発達障がい者への就労相談)・その他研修、普及啓発、機関支援

3 発達障がい児(者)の家族への支援の充実

②ペアレントメンター養成研修等事業

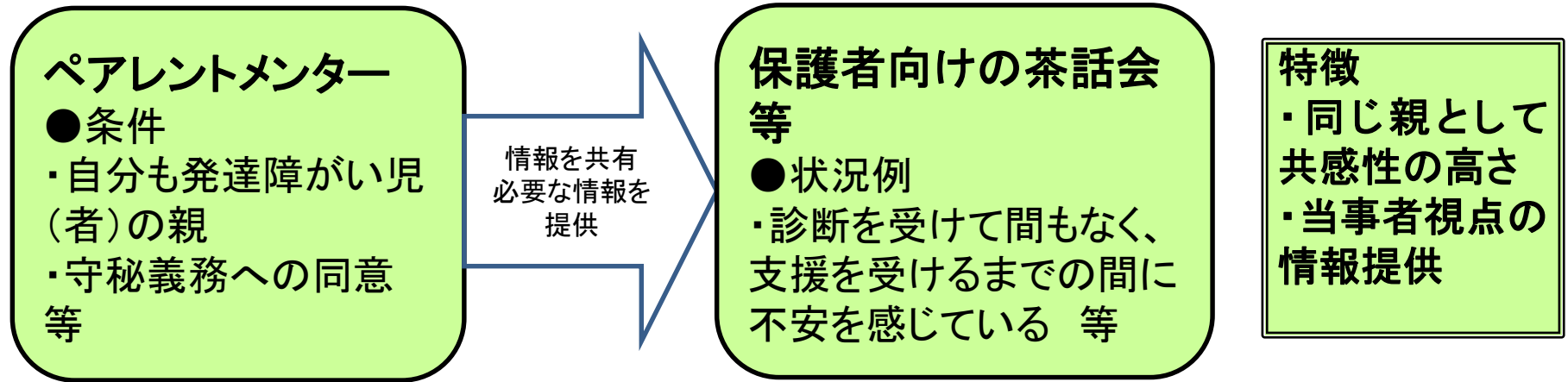
発達障がい児の子育て経験のある保護者がその経験を活かして、診断を受けて間もない親などに対する相談・助言を行う「ペアレントメンター」及び相談のあった親とペアレントメンターをマッチングする「ペアレントメンター・コーディネーター」を養成。

【委託先】(福)三気の会・(福)清流会 わっふる・わるつで実施

(事業内容)

ペアレントメンター養成研修、ペアレントメンター・コーディネーター養成研修、各フォローアップ研修等の実施

ペアレントメンターの支援イメージ



ペアレントトレーニング(ペアトレ)とペアレントプログラム(ペアプロ)の関係図

